

平成24年度地方交付税の概算要求の概要

【要求の考え方】

- 「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、一般財源総額について、実質的に平成23年度の水準を下回らないよう確保
- 地方交付税については17.1兆円を要求し、地方の安定的な財政運営に必要な財源を適切に確保
- 震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常の歳入歳出とは別枠で整理し、国費による措置を大幅に拡充した上で、地方財源を確実に確保

【要求内容】

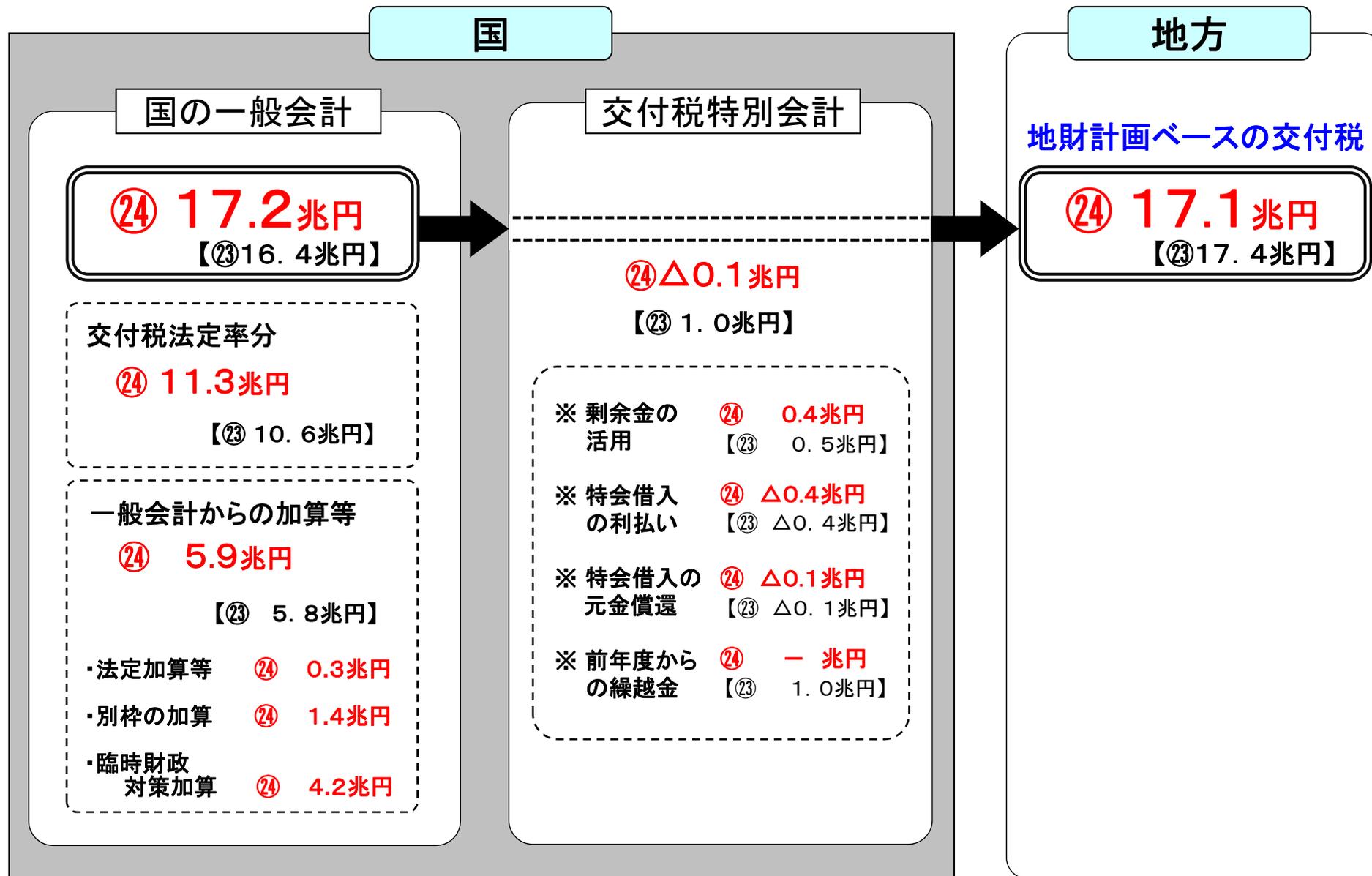
- (1) 税制抜本改革時まで継続することとされている地方の財源不足の状況等を踏まえた一般会計からの別枠の加算(1兆1,600億円)を行うこととし、このうち、三位一体改革で削減された地方交付税の復元に相当する1兆1,277億円について、併せて所得税に係る交付税率の引上げ(現行32%→40%)を事項要求とする。
 (参考) 平成18年度所得税税源移譲額の交付税率相当額(H24ベース)
 ※ 試算額 所得税の8%相当=1兆1,277億円
- (2) 平成23年度から平成25年度における財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策特例加算(4兆1,955億円)を平成23年度同様に行う。
- (3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求とする。

【上記に基づく概算要求の姿】

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)
 17兆886億円+事項要求 (H23 17兆3,734億円)
 (H23比 △2,848億円)
 (参考)一般財源総額見込み 60兆円程度 (H23 59兆4,990億円)

※ 平成24年度について、対前年度比で出口ベースでは約2,800億円の減だが、入口ベースでは既に約7,600億円の増(平成23年度は入口ベースで7,000億円の減)

平成24年度地方交付税の姿（概算要求時点での仮試算）



平成24年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

(単位:兆円)

区 分	23年度	24年度			特記事項
		増減	伸び率(%)		
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%	
給与関係経費	21.3	21.1	△ 0.1	△ 0.7	
退職手当以外	19.1	19.0	△ 0.1	△ 0.8	
退職手当	2.2	2.2	△ 0.0	△ 0.1	
一般行政経費	30.8	30.9	0.0	0.2	
補助	15.7	15.8	0.0	0.2	社会保障費の増 概算要求組替え基準を踏まえた減
単 独	13.9	13.8	△ 0.1	△ 0.4	
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	1.2	1.3	0.1	5.7	社会保障費の増
地方再生対策費	0.3	0.3	0.0	0.0	
地域活性化・雇用等対策費	1.2	1.2	0.0	0.0	
投資的経費	11.3	11.0	△ 0.3	△ 2.6	
直轄・補助	5.9	5.8	△ 0.2	△ 2.6	概算要求組替え基準を踏まえた減
単 独	5.4	5.2	△ 0.1	△ 2.6	概算要求組替え基準を踏まえた減
そ の 他	17.6	17.4	△ 0.2	△ 1.1	
一 般 歳 出 計	66.8	66.5	△ 0.4	△ 0.6	
計	82.5	81.9	△ 0.6	△ 0.7	
(歳入)					
地 方 税 等	35.6	36.0	0.4	1.2	
地 方 税	33.4	33.9	0.5	1.5	「経済財政の中長期試算」(平成23年8月12日 内閣府)による名目成長率等を用いて試算
地方譲与税	2.2	2.1	△ 0.1	△ 3.2	
地方特例交付金	0.4	0.3	△ 0.1	△ 30.2	
地方交付税	17.4	17.1	△ 0.3	△ 1.6	
国庫支出金	12.2	11.2	△ 1.0	△ 8.0	
地 方 債	11.5	11.8	0.4	3.1	
うち臨時財政対策債	6.2	6.6	0.5	7.8	
そ の 他	5.5	5.5	0.0	0.0	
「一 般 財 源」	59.5	60.0	0.5	0.9	注)3参照
(水準超経費除き)「一般財源」	58.8	59.3	0.5	0.9	(交付団体ベース)
計	82.5	81.9	△ 0.6	△ 0.7	

- 注) 1 「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」、「概算要求組替え基準」等を前提とした仮置きの数値である。
 2 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方については「平成24年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。
 3 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。
 4 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。
 5 東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求している。